動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の申請等）	（第一種動物取扱業の登録の申請等）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	４　法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	（新設）
六　事業所に配置される職員の最低数	（新設）
七　（略）	五　（略）
（第一種動物取扱業の登録の基準）	（第一種動物取扱業の登録の基準）
第三条　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。	**第三条**　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからヘまでに定める内容に適合していること。	二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからヘまで及び同号リに定める内容に適合していること。
三～八　（略）	三～八　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（マイクロチップの装着）	（新設）
第二十一条の四　法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。	
一　獣医師法第三条の免許を取得している者	
二　愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者	
２　法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。	
３　法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。	
一　犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。	
二　犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。	